

# 教 育 公 報

## 三重県教育委員会

### 目 次

人事異動 ○ 三重県社会教育委員の任命について .....	社会教育・文化財保護課	1頁
お知らせ ○ 公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則等の一部を改正する規則 .....	給与・福利課	1頁

### 人 事 異 動

社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条及び三重県社会教育委員設置に関する条例（昭和24年三重県条例第37号）第3条の規定により、次のとおり三重県社会教育委員を任命します。

平成28年5月23日

三重県教育委員会

任命（辞令年月日：平成28年6月1日）

伊 藤 卓 哉  
岡 島 久美子  
長 島 洋  
白 前 加余子  
水 谷 孝 子  
田 口 鉄 久  
東福寺 一 郎

### お 知 ら せ

平成28年5月27日付け三重県公報第2804号に、公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則等の一部を改正する規則が次のように掲載されました。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十八年五月二十七日

三重県人事委員会委員長 竹 川 博 子  
三重県教育委員会委員長 前 田 光 久

#### 三重県人事委員会規則 三重県教育委員会規則 第八号

公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則等の一部を改正する規則  
(公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正)

第一条 公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十九年<sup>三重県人事委員会規則</sup>第二号）の1部を次のように改正する。

第五条第二項第五号中「第十一条第二項第四号」を「第十一条第二項第五号」に改める。

第十一条第二項第二号中「及び第一条第九号から第十一号までに掲げる職員として在職した期間」を「として在職した期間（県委員会が人事委員会と協議して定める期間を除く。）」に改め、同項中第十号を第十一号とし、第三号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 第一条第九号から第十一号までに掲げる職員として在職した期間

別表第一の表中「職務の級二級の職員」を「職務の級二級及び一級の職員」に、「限る。」を「限る。」に改める。

（公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

第二条 公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（平成二年<sup>三重県人事委員会</sup>  
<sup>三重県教育委員会</sup>

規則  
規則第九号）の一部を次のように改正する。

附則第四項を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

発行  
津市広明町13番地  
三重県教育委員会

印刷  
有限会社第一プリント社